

小規模多機能型居宅介護の 公募説明会資料

平成 22 年 12 月 15 日（水）

北九州市保健福祉局介護保険課

目 次

1.	対象事業所・対象者	P 2
2.	応募の受付期間・提出書類	P 3
3.	今後の日程・選考方法と結果	P 4
4.	事業所整備の方針（応募要件）	P 5
5.	募集圏域及び募集事業所数	P 6
6.	留意事項	P 7～9
7.	禁止事項と欠格事項等	P 10
8.	問い合わせ先及び書類の提出先	P 11
< 評価基準関係 >		
	事業所整備の評価基準（審査の着眼点）	P13～16

1 はじめに（一般公募について）

本市では、小規模多機能型居宅介護の整備について、従来からの事前協議制指定申請（建設補助なし）による整備に加え、公募（建設補助あり）による整備を行います。

この一般公募は、小規模多機能型居宅介護事業所について、建設補助を希望される事業予定者を募集します。評価基準や関係法令等を十分に理解の上、ご応募下さい。

なお、この一般公募において選定されなかった場合も、事前協議制指定申請（建設補助なし）を行うことはできますので、資料が必要な方はお申出下さい。（並行して申請はできません。）

2 公募の対象事業所について

今回募集する事業所は次のとおり

小規模多機能型居宅介護	6ヶ所
-------------	-----

定員や募集圏域等の詳細については後頁(P5～P6)を参照

3 公募の対象者について

応募できる方は、次のとおり

法人（法人種別は問わない）であること。

3年以上の介護保険事業運営の実績を有し、法人として適正かつ安定した経営を維持していること。

法人自己所有の建物を新築または改修する事業所であること。

4 応募の受付期間について

応募する予定の方は、申込意向確認書（別添）を前もって提出して下さい。

【申込意向確認書の提出期限】

平成 23 年 1 月 14 日（金）17:15 まで（持参又は郵送のこと）

申込意向確認書を提出されなくても応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法の Q&A などは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出して下さい。

期限後、申込意向確認書の提出状況を北九州市ホームページで公表します。（市ホームページのトップページの画面左上「検索」に、「介護保険 サービス事業者の公募について」と入力し、検索下さい）

応募書類の提出期限は次のとおり。

【応募書類の提出期限】

平成 23 年 3 月 15 日（火）17:15 まで 期限厳守（必ず持参のこと。郵送不可）
17:15 を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

提出先は、北九州市役所 9 階 保健福祉局介護保険課まで（詳しくは P11 参照）

5 提出書類について

別添の提出書類一覧のとおり提出して下さい。

提出された書類は返却いたしません。また応募書類の提出に要する経費について本市は一切負担しません。

提出部数は、A4 判でファイリングしたものを

2 部（正本 1 部、副本 1 部）。なお、副本は正本を

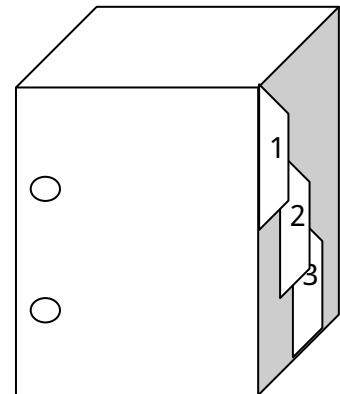
そのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。

D リングファイルを使用してください。

提出書類は、番号入り仕切紙（白紙のインデックス）

をはさみ、書類番号ごとに分けて綴りご提出ください。

提出書類のうち様式 6 - 1・様式 6 - 2 については、フォント・文字サイズは、丸ゴシック体・10.5P で統一してください。



（正本について）

契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をして下さい。

原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の陰影と同じものを使用してください。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

法人名
代表者名

法人印

6 今後の日程について（予定）

平成 23 年 1 月 14 日	申込意向確認書の提出期限
3 月 15 日	応募書類の提出期限
3 月～5 月	書類審査・ヒアリング
6 月	地域密着型専門委員会の専門的な検討
7 月上旬～中旬	事業予定者の選定・結果の通知（市 応募者）
平成 23 年 7 月中旬～ ～平成 24 年 3 月	建築確認申請、建築工事業者の指名競争入札 補助金交付申請（事業者 市） 介護保険法に基づく指定申請受付（随時） 竣工・現地確認等
平成 24 年 4 月 1 日	指定（事業開始）

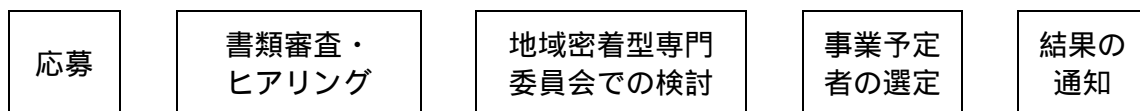
7 選考方法と結果について

事業予定者の選定は、市民や学識経験者等で構成された「地域密着型専門委員会」で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。

審査にあたっては、評価基準(P13～)に沿って審査を行ないます。

選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。（H23 年 7 月上旬～中旬を予定）

なお、審査結果によっては、募集数に満たない場合であっても、事業予定者が選定されない場合があります。



事業予定者として選定された場合、「地域密着型専門委員会」で指摘された事項（改善が必要なもの）については必ず改善を行ってください。

8 整備の方針について

小規模多機能型居宅介護事業所の整備方針（応募要件）

施設の設置場所は、行政区域ごとに応募可能。（詳細については次頁参照）

但し、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない

事業所の開設予定地は、各種法令等を遵守し、原則平成 23 年度末までに竣工し、開設できる場所に限る。

開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請前までに関係部署との協議を終え確実に建設が出来る状況にしておくこと。

市街化調整区域については、平成 19 年の都市計画法の改正により、開発許可が必要になり、建設可能な場所が限られているので、留意すること。建設可能であるかどうかは、北九州市建設都市局宅地指導課などの関係部署と十分協議すること。なお、北九州市開発審査会審査基準第 17 号に係る担当部局からの副申については、出すことができない。

民家改修型で建築基準法上の用途変更が必要な場合、本市建築都市局建築審査課に応募前に確認すること

1 事業所の登録定員は 25 名（通い定員、宿泊定員については、基準の範囲内で任意とする）とすること。

○ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと

小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)の人員・設備、運営基準に適合すること。

原則として、平成 23 年度末までに介護保険法に基づく指定を受けられること。

上記の期限に間に合わない場合、原則、建設補助金を受けることが出来なくなるので注意すること。

事業所の形態は、他の指定居宅サービス事業等と併設するなど、とくに形態は問わない。

但し、併設する指定居宅サービス等はそれぞれの指定基準等を満たす必要がある。

追加して併設する指定居宅サービス事業等は、建設補助の対象とはならないため、自己資金で整備・実施すること。また、市街化調整区域の場合は併設ができない場合があるため、事前に本市建築都市局宅地指導課など関係課に確認すること。

【併設する指定居宅サービス事業等の例】

（市が指定するもの：地域密着型サービス）

- ・ 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護事業所 など

（県が指定するもの）

- ・ 通所介護事業所、訪問介護事業所 など

（その他）

- ・ その他社会福祉事業、地域福祉のモデル的事業に伴う設備など

「環境モデル都市・北九州市」としての取組みの推進を図る観点から、指定項目の「事業所の特徴に関するもの」の中に「環境への配慮」を加え、評価する。

その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

募集圏域及び募集事業所(施設)数

圏域	小学校区名	小規模多機能型居宅介護
門司	1 伊川、大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南	-
	2 田野浦、港が丘、小森江東、門司中央、門司海青	
	3 小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松	
小計		0
小倉北	1 足原、霧丘、桜丘、寿山、富野	1
	2 足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、藍島	
	3 到津、井掘、北小倉、中井、西小倉、日明	
	4 泉台、今町、清水、南丘、南小倉	
小計		1
小倉南	1 朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網	3
	2 葛原、高蔵、沼、湯川、吉田	
	3 横代、若園、城野、北方	
	4 徳力、広徳、企救丘、志井、守恒、長尾	
	5 長行、合馬、市丸、新道寺、すがお	
小計		3
若松	1 赤崎、小石、修多羅、深町、古前、若松中央、藤木	-
	2 青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島	
小計		0
八幡東	1 祝町、枝光、高槻、高見、槻田、ひびきが丘	1
	2 大蔵、河内、皿倉、花尾、八幡	
小計		1
八幡西	1 赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞	-
	2 永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝	
	3 青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野	
	4 黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水	
	5 大原、上津役、塔野、中尾、八児	
	6 池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘	
小計		0
戸畑	1 あやめが丘、戸畑中央、中原	1
	2 一枝、大谷、鞆ヶ谷、天籟寺、牧山	
小計		1
総計		6

各行政区のうち、小倉北4、小倉南1、小倉南4、小倉南5、八幡東2、戸畑1の日常生活圏域において、小規模多機能型居宅介護の事業者が未設置のため、同圏域での整備の促進を図るため、選考に際し、加点(10点)を行う。

9 留意事項

(1) 応募者について

介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。

本市が定める指定条件を満たしていること。

・法人が経営する事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。

・介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。

法人として適正かつ安定した経営を維持していること。

(2) 資金計画について

事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画をたてること。

資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明により確認をする。

(預金残高証明：平成23年3月1日・平成23年5月1日、その他必要に応じて提出を求める)

(3) 建設補助金の算定について

応募にあたっては、便宜上、次の補助額で算定すること。

小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・26,250千円

整備にかかる費用が上記の額よりも少ない場合は、実際の額で算定すること。

補助金を受けて整備したのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則補助金の返還が必要になるので注意すること。

(4) 補助対象経費について

補助対象経費は、法人自己所有の建物を新築及び改修する費用であること。

土地の購入費、造成費は対象外。その他疑義がある場合は確認のこと。

(5) 資金の借入先について

借入先については、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行・国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合金融公庫等の政府系金融機関であること。

社会福祉法人・医療法人の建設資金の融資に関しては、独立行政法人福祉医療機構に相談ができる。(福祉医療機構大阪支店：福祉審査課 融資相談係 06-6252-0216)

(6) 運転資金について

施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等を、自己資金として確保していること。

年間事業費の 12 分の 3 以上に相当する額

年間事業費とは「資金収支（見込み）計算書」の経常支出額を算定基礎とすること。

年間事業費は 1 年目の収支を基礎として差し支えないが、12 分の 3 は最低基準であり、実際に必要な運転資金を確保しておくこと。

(7) 資金収支計画について

資金収支計画については、事業開始から 2 年間の計画をたてること。

また、同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ 2 年間の資金収支計画をたてること。

収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みをたてて、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などに基つき算定すること。

(8) 建設工事について

公募選定された後、市から建設補助を受けて行う建設工事の契約は、市が行う公共工事に準じて指名競争入札等を行わなければならないため、事前に建設業者を任意で決定することはできない。

今回提出する見積書は、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とする。

(9) 土地・建物について

土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係部局等に相談し、応募様式「事業所開設予定地・建物の状況」に相談日時、担当者、相談結果を記載すること。特に都市計画法や消防法等の改正には注意すること。（福岡県福祉のまちづくり条例も注意のこと。）

開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請前までに、関係部署との協議を終え確実に建設が出来る状況にしておくこと。

既存の建物（民家等）を利用する場合は、原則、建築基準法上の「用途変更」が必要か、本市建築都市局建築審査課に応募前に確認すること。

事業所運営に必要な土地を賃借する場合は事業開始後、10 年以上賃借が確実であること。

社会福祉法人の場合は、原則、土地についても自己所有であることが必要など、社会福祉法 25 条及び関係通知・基準の規定に注意すること。

【土地・建物を購入により取得する場合】

土地・建物をあらかじめ購入する必要はなく、応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できればよい。その場合は条件付契約書()などを添付すること。

【土地を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できればよい。その場合は条件付契約書()などを添付すること。

()公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したもの

(10) 地域住民等への説明について

事業運営のために地域住民等との連携が必要であるが、建物を新築・増改築等する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておくこと。

開設予定地の地域住民（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても）については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と承諾書を提出すること（別紙様式を参照）。なお、説明の範囲については地域の実状を十分に把握し、検討すること。必要な範囲への説明を、応募前に完了すること。

隣接地権者（法務局で確認のこと）については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出すること（別紙様式を参照）。なお、隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと。また、隣接地権者と隣接住民が同一でない場合は両方に説明が必要であるので、注意すること。

※ 地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要である。

(11) 介護保険法に基づく指定について

公募で選定された事業予定者は介護保険法に基づく指定申請を行うこと。

介護保険法に基づく指定申請については、開設予定の2ヶ月前に行うこと。なお、工事が必要ない場合については、随時指定申請書の提出を行うこと。

指定申請書
類の提出

書面審査

現地確認

審査終了後、
翌月1日指定

10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

地域密着型専門委員会の検討の前に、次の行為を行なった場合、審査を行なうことなく失格とする。

- ・委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

書類の提出期限後（地域密着型専門委員会まで）は、次に該当する場合、審査を行なうことなく失格とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

地域密着型専門委員会で検討し、市が選定した後に、次に該当する場合、審査結果にかかわらず失格とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できない。これに違反していることが判明した場合は、失格とする。

また、選定後に上記のことが判明した場合も同様とする。

11 その他の留意事項

応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。

応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属する。

応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しない。

応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

（選定前までの辞退について）

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出すること。（様式任意）

（選定後の辞退について）

事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになる。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表及び必要に応じて委員会等へ説明を行っていただくこととする。

(問い合わせ先)

【問い合わせ先及び書類の提出先について】

不明な点等は、原則として、FAX(別紙様式「質問票」)によりお問い合わせください。内容によって、折り返し回答又はQ&Aとして回答いたします。

相談等に来庁の場合は、必ず事前に連絡のうえ、日時の予約を入れてください。(応募法人に関連する設計士などにも徹底ください。)

公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号(北九州市役所9階)

北九州市保健福祉局介護保険課 高齢者福祉施設係

電話093-582-2771 FAX093-582-2095

担当：白井、三原、元村

E-mail：ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

提出書類の様式(Word、Excel)をご希望の方は、上記E-mailアドレスへご請求下さい。メールの表題を「小規模多機能型居宅介護公募応募様式請求」としてください。

評 価 基 準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません。

基本項目について

すべての項目において、基準に適合していること。

評価項目について

評価結果が、基準点（60点）以上であること。

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 ◎審査基準に適合しているかどうかを審査する項目(必須要件)

■事業所開設者(法人)に関するもの

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
開設者(法人)	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと
	本市が定める指定条件	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること
	事業経営の実績	3年以上の介護保険事業運営の実績を有しており、法人として適正かつ安定した経営を維持していること

■事業所整備の確実性に関するもの

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること。 また、運転資金は年間事業費の12分の3以上の資金を確実に確保できること
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地	事業所の開設予定地については、各種法令等に従い、原則平成23年度末までに竣工し、開設できる場所であること
	土地・建物の確保	土地は、自己所有又は賃貸借契約書等で確実に確保できることが確認できること ※賃借の場合は10年以上の賃借が可能であること ※自己所有ではない建物に係る新築・増改築工事費用については、建設補助の対象とならない。 ※社会福祉法人の場合は、社会福祉法25条及び関連通知の基準の規定に注意
	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害区域等に指定されていないなど各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、居室等の面積や必要な設備の有無などが建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまちづくり条例なども注意)

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 ◎審査基準に適合しているかどうかを審査する項目(必須要件)

■事業所整備の确实性に関するもの(つづき)

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
地域との関係	地域住民に対する説明	地域住民(実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
協力医療機関	協力医療機関等の確保	協力医療機関・歯科医療機関・協力施設が確保できることが確実であること
その他	事業所整備における支障	上記の他、事業所整備にあたり支障がないこと

■事業所の指定基準等に関するもの

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
小規模多機能型居宅介護	登録定員	登録定員は、一事業所あたり、25名であること
	介護予防小規模多機能型居宅介護事業	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと
	指定基準等との適合	その他、介護保険法等に基づく指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)に適合する見込みであること

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【評価項目】 ◎審査において評価される項目

■基本方針・運営方針に関するもの(60点)

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
基本方針	応募理由	今回、小規模多機能型居宅介護の公募に応募した理由
	法人の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念(小規模多機能型居宅介護事業の意義や役割をふまえたもの)
	事業所の基本方針	経営理念を具体化した事業所運営の基本方針
運営方針	利用者への情報提供・情報公開	利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	職員の育成・職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
利用者保護対策	利用者の尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	苦情解決の仕組み	さまざまな苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	事故発生時の対応	誤嚥や転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	非常災害対策	火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【評価項目】 ◎審査において評価される項目

■基本方針・運営方針に関するもの(つづき)

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
将来を見据えた方針	地域密着型としての地域との連携	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、地域社会に溶け込む工夫など、利用者のための地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
(地域密着型として)	地域住民への生活支援	地域の介護拠点として、利用者以外の地域住民に対して、住み慣れた地域で生活を継続していくための介護予防や併設事業、その他独自の取組みなどの支援策についての基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
その他	事業計画の具体性・実現性と継続性	事業計画を確実に実現し継続するための整合性

■事業所の特徴に関するもの(40点)

(小規模多機能型居宅介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
ハード面・ソフト面での事業所の特徴	設置場所	既存事業所等との距離や偏りのない事業所配置
	立地の特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性など周辺環境・敷地の状況などの特徴
	施設面での特徴	生活の場としての居住空間や将来を見据えた創意工夫のある設計などの特徴
	環境への配慮	「環境モデル都市・北九州市」で事業所を開設する事業者としての、施設整備・事業運営上の環境への配慮
	その他創意工夫や取組みの特徴	事業所が地域に貢献していくための具体的な取組や、家族や地域に開かれた事業所とするための方策など、ソフト面における先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴